

北海道の印刷

PRINTING INDUSTRY IN HOKKAIDO

第 707 号

[Website] <http://www.print.or.jp>

[E-mail] info@print.or.jp

4

2015

平成27年
4月10日発行

INDEX

印刷燦燦	3
平成27年度税制改正の概要	4・5
平成26年度補正予算「地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金」公募受付案内	6・7
印刷機械基礎メンテナンス講習会案内	8
印刷道実践セミナー	9
第28回北海道印刷関連業協議会ゴルフ大会案内	9
北海道印刷工業組合が表彰を受ける	10
業界のうごき	10
お悔やみ	10

[表紙] 雪解けの恵庭岳と支笏湖 (4月：千歳市)

北海道印刷工業組合

〒064-0808 札幌市中央区南8条西6丁目1036番地
TEL.011-562-6070/FAX.011-562-6072

UD
FONT
by MORISAWA

100%
古紙100%再生紙

VEGETABLE
OIL INK

GREEN PRINTING
P-00023
2015年度印刷技術革新推進事業
印刷技術革新推進委員会

CSR

この印刷物は、CSRに
取り組む印刷会社が製作
した印刷物です。

印刷 燦 燦

印刷業界に入って

自分が印刷業界に入って5年程が経ち、最初はわからない事だらけの毎日でしたが、少しずつ会社の上司や同業の方々に教えてもらいながら仕事を覚えてきました。

時には自分の確認の甘さから周りに迷惑もかけたこと、失敗した事もたくさんありましたが、製品をお客さんに届けた時の喜んでもらえる事が、今のこの仕事のやりがいと自分は感じて仕事をしています。

自分がこの仕事に就く前の印刷業のイメージは「暗い・汚い」などのマイナスイメージの方が強かった気がします。

今は、業界全体として企業数が減少しつつありますが、ものづくりの第一線で働く一員として、この業界をもっと盛り上げて、活気のあるクリーンなイメージの印刷業になればいいと感じています。

先日、全青協全国協議会にも初めて参加させていただき、全国の方々との交流ができ、自分の会社にはない良い面を感じることができ、とても勉強になり、良い経験をさせていただきました。

今後も皆さんと協力し合って、各々の良いところを出し合い、元気のある印刷業界を創り上げていく一員として頑張っていきたいと思います。

全国青年印刷人協議会議員 **齊藤満生**

株式会社東和プリント

平成27年度税制改正の概要

平成27年度税制改正の主な内容を紹介します。

1. 中小企業等に係る法人税率

改正概要 【適用期間：2年間（平成28年度末まで）】

○中小企業等の法人税率は、年800万円以下の所得金額について19%に軽減されている。

○当該税率は、平成26年度末まで15%に軽減されており（租税特別措置法）、平成28年度末まで適用期限を2年延長する。

【平成27年度】

対象	法人税法における税率（本則）	租税特別措置法における軽減税率
中小企業等 （資本金1億円以下の法人）	年800万円以下の所得金額	19.0%
	年800万円超の所得金額	—
大企業 （資本金1億円超の法人）	所得区分なし	—

2. 中小企業等における外形標準課税

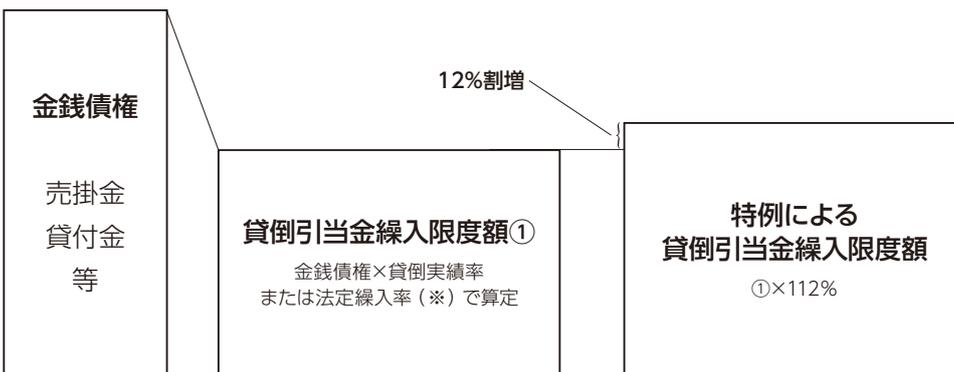
○平成27年度税制改正において、中小企業等への外形標準課税の導入は阻止。

※平成27年税制改正大綱において、外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行うとなっている。

3. 中小企業等の貸倒引当金の特例の延長

改正概要 【適用期間：2年間（平成28年度末まで）】

○中小企業等の貸倒引当金の特例（貸倒引当金繰入限度額の12%割増措置）について、適用期限を2年延長する。



（※）法定繰入率

貸倒実績率を用いず、業種ごとに応じた数値を活用して引当金を算定する。資本金1億円以下の中小企業及び協同組合等が適用を認められている。

業種	繰入率
卸・小売業	10/1,000
製造業	8/1,000
金融・保険業	3/1,000
割賦販売小売業	13/1,000
その他	6/1,000

4. 所得拡大促進税制の拡充

改正概要 【適用期間：3年間（平成29年度末まで）】

〈制度内容〉

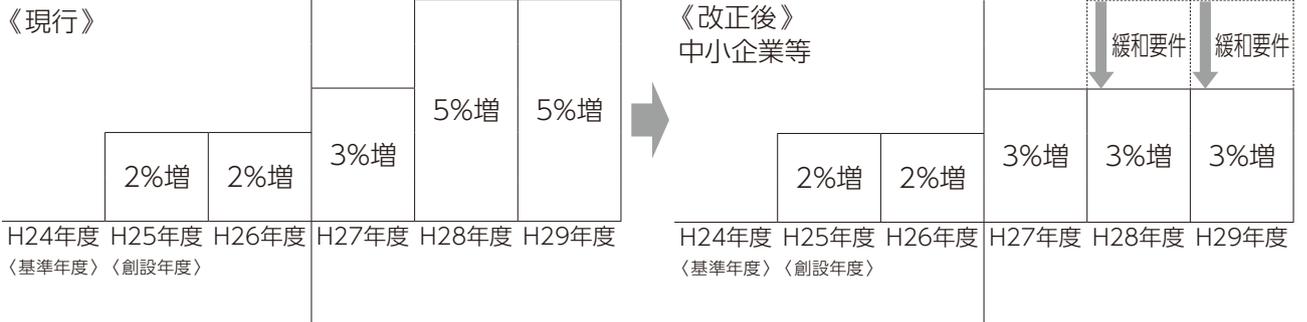
【要件①】給与等支給額※の総額：平成24年度から一定割合（次項図）以上で増加

【要件②】給与等の支給額：前の事業年度以上

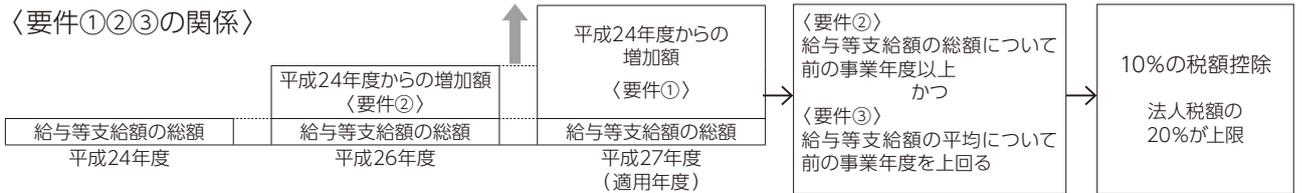
【要件③】給与等支給額の平均：前の事業年度を上回る

※国内の雇用者への支給給与。役員給与は含まず、パート・アルバイトへの給与を含む。通常の賃金のほか、残業手当・賞与を含む。退職手当は含まない。

〈要件①給与総額増加要件の一定割合〉



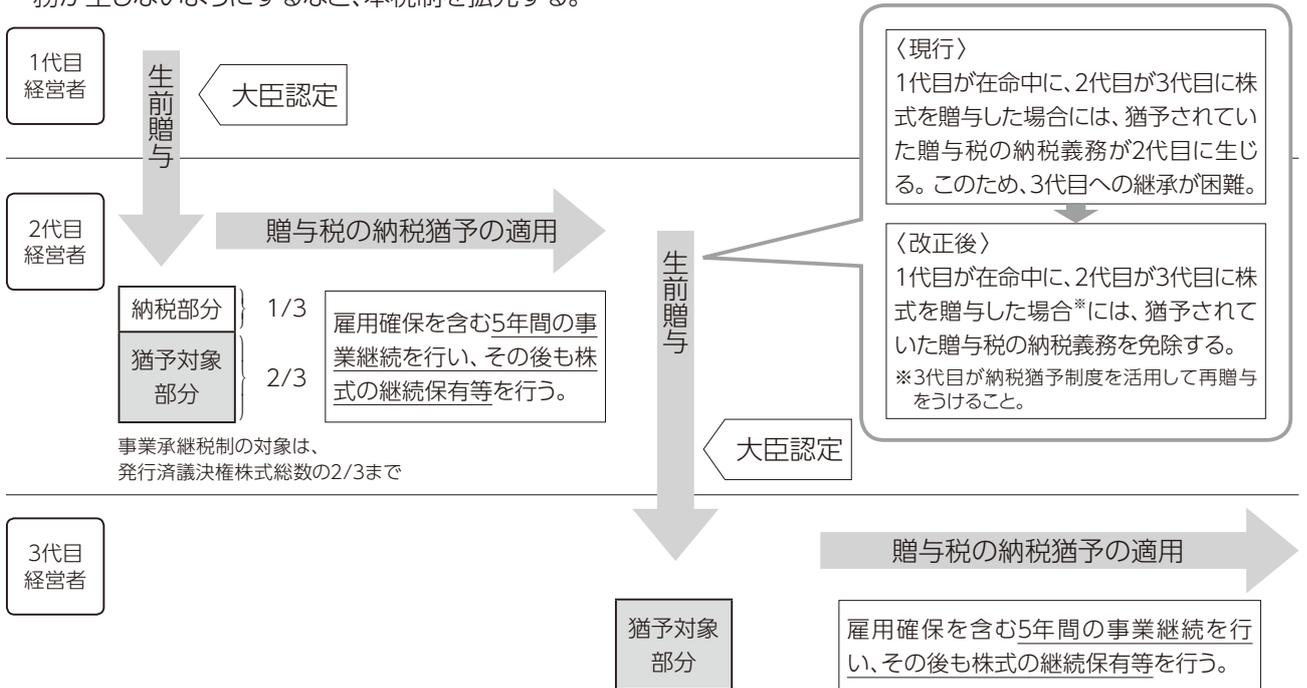
〈要件①②③の関係〉



5. 事業承継税制の拡充

改正概要

○贈与税の納税猶予制度の適用を受けている者（2代目）が3代目に対する再贈与を行う場合に、贈与税の納税義務が生じないようにするなど、本税制を拡充する。



6. 欠損金繰越控除制度の繰越期間延長

改正概要

○大企業、中小企業ともに、繰越期間を9年から10年に延長する。（平成29年度以降）

		現 行	平成27年度	平成28年度	平成29年度
中小企業	控除限度	100%	—	—	—
	繰越期間	9年	—	—	10年
大企業	控除限度	80%	65%	—	50%
	繰越期間	9年	9年	—	10年

平成26年度補正予算 「地域工場・中小企業等の省エネルギー 設備導入補助金」公募受付中

経済産業省は、平成26年度補正予算「地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金（最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業）」の募集を開始した。

同 補助金は、一般社団法人環境共創イニシアチブ（略称SII）が、審査・補助金の交付を行う。

旧モデルの機器との比較で年平均1%以上の省エネルギー性能の向上が認められる機器等の導入にあたり、中小企業では、購入費用の2分の1以内の補助が行われる。

事業の目的

わが国では、省エネルギー機器等の導入や適切なエネルギー管理の推進等により、世界的にも高い省エネルギー水準を達成している。しかしながら、東日本大震災以降の電力価格の高騰やエネルギーコストの上昇による市場経済への影響が発生しており、更なる省エネルギーの推進を図ることが喫緊の課題となっている。

本事業は、地域の工場やオフィス、店舗等において、エネルギー削減効果が確認できる最新モデルの省エネルギー機器等を導入する際に、導入機器等の費用の一部を補助する制度である。

補助対象機器等

以下の要件を満たす機器であること。

その証明として、SIIに登録された証明書発行団体から予め性能証明書の発行を受けていること。

【最新モデル省エネルギー機器等の要件】

○同補助金交付規程別表1「補助対象カテゴリー表」に記載のある機器等であること。

○最新モデルの省エネルギー機器等であること。

※最新モデルとは、2005年1月1日以降に発売が開始され、かつそれ以降新たな同モデルの機器等が発売されていないことをいう。

○同一製造メーカー内の1代前のモデルとの比較において、年平均1%以上省エネルギー性能が向上していること。

補助対象となる事業

申請する事業者が日本国内で既に事業活動を営んでいる既築の工場・事業場・店舗等（以下、「事業所」という）において、補助対象機器等へ置き換えるまたは補助対象機器等を新設する事業であること。

補助対象事業者

以下のすべての要件を満たす事業者を補助対象事業者とする。

- ①事業活動を営んでいる法人および個人事業主。
- ②原則、本事業により新たに補助対象機器等を設置・所有しようとする事業者。
- ③補助事業の遂行能力を有し、法定耐用年数の間、導入機器等を継続的に維持運用できること。
- ④導入した補助対象機器等に関する使用状況等についてSIIが調査を行う場合、協力できること。

補助対象経費

補助対象経費は、補助対象機器等の購入費のみとする。

※据付費・工事費・設計費・消費税、その他諸経費は含まない。

※固定資産課税台帳に記載する範囲の内、機器等の費用として管理される部分を対象とする。

※機器等の設置に伴う配線、配管については原則、補助対象外とする。

補助対象経費は3者見積りの結果によって決定すること。

導入する各補助対象機器等に対して3者以上に見積りを依頼し、取得した見積書における機器等ごとの最低価格を補助対象経費とすること。

補助率

中小企業者：補助対象経費の1/2以内

補助金限度額

1事業者あたりの補助金上限額 1.5億円

1事業所あたりの補助金下限額 50万円

補助事業期間

①交付申請受付期間

平成27年3月16日(月)～12月11日(金)16時必着

※交付決定額の合計が予算額（800億円程度）に達した場合、公募期間内であっても申請の受付を終了することがある。

※交付決定前に機器等の発注を行った場合は補助対象外となるため、機器等の発注は交付決定日以降に行うこと。

②完了報告書類の提出期限

事業完了（支払完了）から30日以内または平成28年1月29日(金)のいずれか早い日までに必ず完了報告書を提出すること。

問い合わせ先

一般社団法人環境共創イニシアチブ

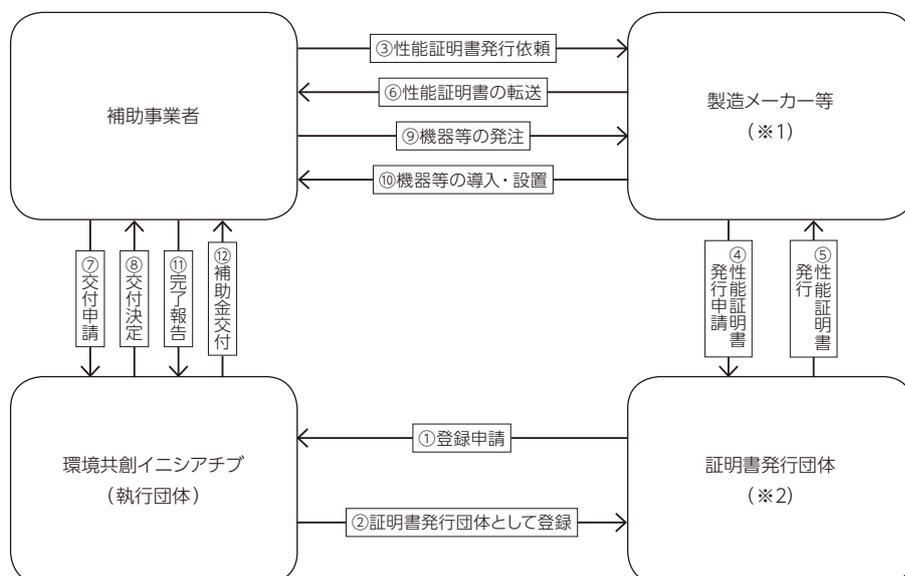
TEL0570-001-290（ナビダイヤル）

※IP電話からの問い合わせ TEL042-303-4200

[電話受付時間] 平日9:00～17:00

<http://sii.or.jp>

事業全体のスキーム



※1：性能証明書の発行申請を行うためには、当該機器等の省エネルギー性能や同一製造メーカー内の最新モデルと一代前のモデルを明示する必要があるため、原則機器等の製造メーカーが性能証明書の発行申請を行うこととする。ただし、代理店や関連会社等で正確な申請が可能な場合は、機器等の製造メーカーに代わって申請することも認める。

※2：自らの団体等に所属していない製造メーカー等からの申請に対しても性能証明書の発行が行えること。

印刷機械基礎メンテナンス講習会のご案内

北海道印刷工業組合札幌支部は、ハイデルベルグ・ジャパン株式会社およびハイデル・フォーラム21(HDF21)の協力を得て、現場支援の目的で、印刷機械のメンテナンスをテーマとした『印刷機械基礎メンテナンス講習会』を開催する。

特に今回は、北海道立札幌高等技術専門学院の厚意により、実際に印刷機械を使用した講習会となる。突発的な印刷機械の故障やトラブルによる機械の停止は、生産現場の収益を圧迫するだけでなく、会社の経営そのものに影響する。未然にトラブルを防ぐことで、機械の性能を最大限に引き出し、品質向上を実現することができる。そのためには日々

のメンテナンスが欠かすことができない。機械を安定稼働させることで品質が安定し、稼働率アップやムダの削減が実現できる。

講習会は、保守点検とメンテナンスのポイントと、作業効率アップを目指すヒント満載の内容となっている。

開催日時 / 平成27年5月23日(土) 13:30~17:00 (受付開始/13:00)
開催場所 / 北海道立札幌高等技術専門学院 札幌市東区北27条東16丁目
使用印刷機 / ハイデルベルグスピードマスターSM52-4 (菊四裁判4色機)
定員 / 40名 (※定員になり次第、受付を終了する)
参加費 / 無料

[スケジュール]

13:30~13:45 / 印刷機械メンテナンス講習会 挨拶/進行説明

13:45~15:00 / 第1部: 『実践講座ローラーメンテナンスの重要性とABC』
ハイデルベルグ・ジャパン(株)消耗品本部
(1)インキローラーのメンテナンス
(2)給水ローラーのメンテナンス

15:15~16:30 / 第2部: 『実践講座生産性向上のための印刷機基礎メンテナンス』
ハイデルベルグ・ジャパン(株)カスタマーサポート本部
(1)なぜ印刷機のメンテナンスが必要なのか?
①メンテナンスの基本的な考え方
②日常のメンテナンスのポイント
③印刷機の状態の判定
④給油の効果と注意点
(2)印刷機各部の役割とメンテナンス
①フィーダ部/ユニット部/デリバリ部
②周辺装置
(3)印刷機メンテナンスサイクルのまとめ

16:40~17:00 / 閉会

※A班、B班に分けて同時に進行し、各講習会終了後、A班、B班を入れ替える。

■申込み: 北海道印刷工業組合ホームページ (<http://www.print.or.jp>) から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入し、下記へFAXする。

HDF21事務局 (ハイデルベルグ・ジャパン内) FAX 03-5715-7380

※当日は講座の特色上、動きやすい服装で参加のこと。

印刷道実践セミナー開催

自社の6類型を見出す

印刷道実践セミナーが、1月31日午後1時30分から札幌市中央区のガーデンシティ札幌駅前
で、14人が参加して開催された。

同 セミナーは、株式会社ビジネスコミュニケーション研究所代表取締役の田中信一氏が講師を務め、実践セミナーと実践計画書の作成の2部構成で行われた。

実践セミナーは、「印刷道～ソリューション・プロバイダーへの深化」を深く理解するために、田中講師は、①外部環境の変化にとまどう印刷ビジネス（通用しなくなった印刷ビジネスの成功パターンと新たな認識）、②ソリューション・プロバイダーへの3つの要件（自社の原点と戦略と経営者の意志を明確にし、ワンストップで対応する）、③ソリューション・プロバイダー6つの道筋（良い製品提供から顧客の手伝いへ…未



来への新たな道の選択）を強調した。

実践計画書の作成では、策定フォームに則り、各自が自分の会社の状況を分析し、それぞれの得意分野と不得意分野を洗い出し、進むべき方向をソリューション・プロバイダーの6類型から見出した。

第28回北海道印刷関連業協議会 ゴルフ大会のご案内

第 28回北海道印刷関連業協議会ゴルフ大会が
開催される。

このゴルフ大会は、印刷関連業界のさらなる協調・
連帯・親睦の輪を広げるため開催されており、今年で
28回目となる。開催要領は右のとおり。

日 時：平成27年7月28日(火)12：08スタート
コ ー ス：滝のカントリークラブ東・西コース
会 費：5,000円
プレイ費：8,500円（ロッカーフィ含）
申 込 先：各所属団体または北海道印刷関連業協議会
(TEL：011-562-6070)

北海道印刷工業組合が 表彰を受ける

北海道印刷工業組合は、2月20日、札幌市中央区の京王プラザホテル札幌で開催された第46回北海道職業能力開発促進大会において、多年にわたり技能検定制度の実施推進について積極的に協力し、技能者の技能向上に貢献したとして、北海道職業能力開発協会から表彰を受けた。



業 界 の う ご き

▶ 岩橋印刷株式会社社長に熊田賢治氏

岩橋印刷株式会社（札幌市西区西町南18丁目1番34号）は、このたび、中川恒之社長が取締役会長に就任し、新しく代表取締役社長に熊田賢治氏が就任した。

▶ 北海道洋紙代理店会会長に釜口康史氏

北海道洋紙代理店会（札幌市中央区北2条西2丁目1番5号 リージェントビル）は、このたび、櫻井和彦会長に代って、新しく会長に釜口康史氏（日本紙パルプ商事株式会社北日本支社長）が就任した。

▶ 日本紙パルプ商事株式会社北日本支社長に釜口康史氏

日本紙パルプ商事株式会社北日本支社（札幌市中央区北2条西1丁目1番地 マルイト札幌ビル）は、このたび、櫻井和彦支社長が東京本社へ転勤され、新しく北日本支社長に釜口康史氏が就任した。

お悔やみ

吉田正治氏（広小路印刷株式会社代表取締役社長・北海道印刷工業組合北空知支部長）は、3月20日ご逝去されました。80歳。

通夜は3月22日午後6時から、告別式は23日午前10時から、いずれも滝川市内の三浦華園別館セレモニーホールでしめやかに執り行われました。

北海道印刷工業組合

メールマガジン配信登録受付中

メールマガジンの配信希望登録は、北海道印刷工業組合のホームページで申込受付を行っています。

[URL] <http://www.print.or.jp>